

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第1号

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第1号

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第1号

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第1号

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第1号

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第1号

現 行	改 正 後
<p>13 別表3及び別表4中の「他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者」とは、債務者から他の金融機関（法第4条第4項及び第5条第2項の規定により貸付けの条件の変更等の申込みを受けた金庫が緊密な連携を図る者をいう。以下この13及び14において同じ。）に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みを行った旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合におけるこれらの貸付けに係る債務者をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該申込みの有無を照会したが当該申込みの事実が確認できなかった場合におけるこれらの債務者を除くものとする。</p>	(削る)
<p>14 別表3及び別表4中の「他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合」とは、債務者から他の金融機関が法の施行日以後に貸付けの条件の変更等を実行した旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該実行の有無を照会したが当該実行の事実が確認できなかった場合を除くものとする。</p>	(削る)
15 (略)	12 (略)
16 平成23年9月末において「審査中」の貸付債権については、「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。	13 平成24年9月末において「審査中」の貸付債権については、「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第2号

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第2号

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第2号

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第2号

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第2号

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第2号

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第2号

現 行						改 正 後					
(別表9) 債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした事案の概要						(別表7) 債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした事案の概要					
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕						〔債務者が住宅資金借入者である場合〕					
<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>債務者の氏名</u>	<u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>債務者の氏名</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由の概要</u>
(別表10) 貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした事案の概要						(別表8) 貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした事案の概要					
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕						〔債務者が住宅資金借入者である場合〕					
<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>債務者の氏名</u>	<u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>債務者の氏名</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由の概要</u>
(記載上の注意)						(記載上の注意)					
1・2 (略)						1・2 (略)					
3 別表1、別表3及び別表7に記載する額は、これらの表中で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。						3 別表1及び別表5に記載する額は、これらの表中で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるこ					
4~6 (略)						4~6 (略)					
7 この様式中の「条件変更対応保証」とは、法第11条第2項の趣旨を踏まえて講ぜられた措置に基づき信用保証協会が行う保証（旧債の借換えに係るものであって、当該保証に係る貸付債権の額に対して保証をする額の割合が100分の40であるものに限る。）をいう。						(削る)					
8~12 (略)						7~11 (略)					

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第2号

現 行	改 正 後
<p>13 別表3及び別表4中の「他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者」とは、債務者から他の金融機関（法第4条第4項及び第5条第2項の規定により貸付けの条件の変更等の申込みを受けた金庫が緊密な連携を図る者をいう。以下この13及び14において同じ。）に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みを行った旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合におけるこれらの貸付けに係る債務者をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該申込みの有無を照会したが当該申込みの事実が確認できなかった場合におけるこれらの債務者を除くものとする。</p>	(削る)
<p>14 別表3及び別表4中の「他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合」とは、債務者から他の金融機関が法の施行日以後に貸付けの条件の変更等を実行した旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該実行の有無を照会したが当該実行の事実が確認できなかった場合を除くものとする。</p>	(削る)
15 (略)	12 (略)
16 平成23年9月末において「審査中」の貸付債権については、「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。	13 平成24年9月末において「審査中」の貸付債権については、「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。